

# ドイツにおける犯罪被害者等に対する 経済的支援制度について

第3回 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会

平成23年10月4日（火）  
滝沢誠（専修大学法科大学院）

## I. はじめに

1. 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
2. 第2次犯罪被害者等基本計画の策定（平成23年3月）
  - ・重点課題に関する施策1「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな保障制度の創設」
3. わが国における被害者の経済的支援に関するいくつかの問題点
  - ・従来までの犯罪被害給付制度，犯罪被害者等に対する支援金支給事業（公益財団法人犯罪被害救援基金に基づくもの），その他の社会保障制度に基づく措置
  - ・犯罪被害を受ける以前と同レベルの生活（犯罪被害基3条2項等）
  - ・犯罪被害後の迅速な支援
  - ・加害者に対する刑事手続に付随した損害回復
  - ・犯罪により生じた経済的損害の確実な回復

## II. ドイツにおける被害者保護法制

1. ドイツ連邦共和国の基本理念
  - ・人間の尊厳の不可侵（ボン基本法1条）
  - ・民主主義・社会福祉国家（ボン基本法20条1項）
  - ・連邦制の採用（ボン基本法20条1項）
2. 刑事司法制度の概要
  - (1) 国家訴追主義，検察官訴追主義，起訴法定主義，職権主義，厳格な民刑の分離
  - (2) 現行の刑事司法制度の理念と調和した被害者保護制度の存在
    - 1) 被害者が訴訟主体として刑事訴訟に参加できる制度
      - ・私人訴追制度（刑訴法374条以下），訴訟参加制度（同395条以下），付帯私訴制度（同403条以下）等
    - 2) 刑事司法の目的の実現と被害者の損害回復の調整をする制度
      - ・加害者・被害者和解（刑法46条a，刑訴法153条a以下），違法収益の没収と被害者の損害回復の調整（同111条b第5項），罰金刑の執行緩和（同459条a）等
    - 3) その他の制度
      - ・加害者のマス・メディアに対する債権（報酬）への法定質権の設定<sup>1</sup>

<sup>1</sup> Gesetz zur Sicherung der zivilrechtlichen Ansprüche der Opfer von Straftaten (Opferanspruchssicherungsgesetz OASG) vom 8. 5. 1998, BGBl. I., S. 905.

### 3. 近年の EU 及びドイツにおける立法の動き

#### (1) EU 法と (EU 構成国) 国内法のヨーロッパ化

- ・ EU の基本理念に合致した構成国の法整備義務

#### (2) EU レベルにおける被害者保護に関するもの

##### 1) 刑事手続における被害者の地位に関する 2001 年 5 月 15 日 EU 大綱規定<sup>2</sup>

- ・ EU 構成国に対して, 被害者保護の政策実現を求める (ポルトガル政府の提案)
- ・ 聴聞・証拠提出の権利 (3 条), 情報入手の権利 (4 条), 刑事手続の段階におけるコミュニケーションの保障 (5 条), 保護を受ける権利 (8 条), 刑事手続における損害回復の権利 (9 条) 等を規定

##### 2) 被害者の補償に関する 2004 年 4 月 29 日 EU 理事会ガイドライン<sup>3</sup>

- ・ 往々にして, 被害者は資力のない加害者から損害を回復できないことを確認し, 人・物の自由な移動に伴う国境を越えた犯罪が生じた場合の損害回復を実現させるために, 被害者は母国で損害回復を申請をする権利 (1 条), 構成国が被害者の損害回復を支援する組織を設置する義務 (2 条以下), 申請を行った被害者への支援 (5 条) 等を規定

##### 3) ヨーロッパ議会及び理事会に対して, 被害者の権利及び保護の最低基準並びに被外者支援に対する提案<sup>4</sup>

- ・ 欧州委員会における, EU 大綱決定をさらに進める提案
- ・ 全ての被害者は, 適切な保護及び支援を受けられること並びに刑事手続に参加できることが承認されること, 丁寧, 思いやり, 専門的に扱われること等 (1 条), 情報入手の権利 (3 条・4 条), 支援を受ける権利 (7 条), 告知・聴聞を受ける権利 (9 条), 訴追をしない場合の権利 (10 条), 刑事手続において保護を受ける請求 (21 条) 等を規定

### III. 犯罪被害者補償法<sup>5</sup>

#### 1. 犯罪被害者補償法の基本理念

- ・ 社会福祉国家的な理念に基づく
- ・ 国家が犯罪を予防することができなかったことから, 被害者に対する補償を行う
- ・ 1976 年に連邦議会で全会一致により成立
- ・ 具体的な施策は, 戦争犠牲者への支給に関する法律<sup>6</sup>の規定を準用

#### 2. 対象となる犯罪「被害者」の範囲 (補償法 1 条 1 項ないし 9 項・11 項)

- ・ ドイツ国内 (船舶及び航空機も含む) で発生した故意の違法な暴力犯罪

<sup>2</sup> COUNCIL FRAMEWORK DECISION of 15 March 2001 on the standing of victims in criminal proceedings (2001/220/JHA).

<sup>3</sup> COUNCIL DIRECTIVE 2004/80/EC of 29 April 2004 relating to compensation to criminal victims L26/15.

<sup>4</sup> Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing minimum standards on the rights, support (KOM(2011)275).

<sup>5</sup> Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

<sup>6</sup> Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz -BVG) vom 22. Januar 1982, BGBl. I, S. 21.

- ・ 正当防衛，誤想防衛も含む
  - ・ 社会的に危険な方法で過失により惹起された犯罪により生命・身体に危険が生じる場合（例：放火，溢水，爆発による攻撃）
  - ・ 但し，車両により生じる暴力犯罪は含まれない
  - ・ ドイツ人
  - ・ EU 加盟国の国民
  - ・ 相互主義の下にある外国人
  - ・ 3 年以上ドイツに適法に居住している外国人（6 ヶ月未満の場合は，減額支給される）
3. 対象となる「被害」の範囲（補償法 1 条 1 項・10 項）
- ・ 犯罪と因果関係があると認められる健康被害及び経済的被害
4. 経済的支援の範囲及び支給額の概観（犠牲者法 9 条以下）
- ・ 補償法の規定に基づき扶助の条件を満たすと，戦争犠牲者への支給に関する法律の規定による扶助が行われる
  - ・ 管轄は，連邦労働社会福祉省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）
  - ・ 2010 年 4 月現在，約 18,100 人が同法に基づく年金を受給している
  - ・ 費用負担は，被害が発生した州，被害発生が特定できない場合は，犯罪発生時に被害者が居住もしくは日常的に滞在していた州
    - ・ 窓口は，各州の年金給付局（Versorgungsämter）
  - ・ 被害者本人，その配偶者等，子ども，その他の親族
- (1) 治療，身体障害者に対するリハビリ（犠牲者法 9 条・11 条 1 項以下）
- ・ 通院・入院による治療措置（歯科も含む），医薬品・包帯の支給，在宅看護，精神療法等，身体の補助手段（例えば，眼鏡，コンタクトレンズ，義歯）の損壊も健康被害に含まれる
  - ・ 治療（療養及び心理療法）費用（場合によっては，埋葬料も含む）の負担
  - ・ 医薬品，医薬部外品の費用の負担
- (2) 援助（犠牲者法 25 条以下）
- ・ 犯罪被害の結果または家族の喪失による負担を補償し軽減するために，全ての生活状況について，被害者本人，その家族及び遺族の面倒を見るという国家の義務をスタートラインとする
- (3) 年金
- 1) 被害者の稼得能力の低下に応じた基礎年金（犠牲者法 31 条）
- 30% 月額 123€
  - 40% 月額 168€
  - 50% 月額 226€
  - 60% 月額 286€
  - 70% 月額 396€
  - 80% 月額 479€
  - 90% 月額 576€
  - 100% 月額 646€
- 2) 満 65 歳の重度の障害者場合の基礎年金の増額

50～60% 月額 25€

70～80% 月額 31€

90～100% 月額 38€

3) 認定結果より重大な健康被害を受けて就業可能でない被害者に対する重症手当

第1段階 月額 74€

第2段階 月額 154€

第3段階 月額 229€

第4段階 月額 306€

第5段階 月額 382€

第6段階 月額 460€

4) 稼得能力の低下の程度による重度の被害者への調整年金（犠牲者法 32 条）

50～60% 月額 396€

70～80% 月額 479€

～90% 月額 576€

100% 月額 646€

2) 遺族年金

月額 387€（犠牲者法 40 条）

3) 遺児年金

片親の死亡 月額 110€（犠牲者法 46 条）

両親の死亡 月額 204€

調整年金は、月額 192€（片親）か 266€（両親）（犠牲者法 47 条）

1€=110 円

Bundesministerium für Arbeit und Soziales, Hilfe für Opfer von Gewalttaten

5. 請求が却下される場合（補償法 2 条）

- ・被害原因が被害者にある場合
- ・政治的、軍事的な紛争に積極的に関与している場合、犯罪組織に関与している場合等
- ・被害者が積極的に事件の解明・加害者の訴追協力に寄与しない場合、捜査機関に直ちに被害申告をしない場合には請求が却下されうる

#### IV. むすび

##### 1. ドイツにおける犯罪被害者の経済的支援制度の意義

- ・EU 法及びドイツ法における被害者の経済的支援を受ける権利の確認
- ・自己負担が増大している中での経済的支援を必要とする被害者への包括的な扶助
- ・国家による年金支給に基づく長期にわたる安定的な経済的支援

##### 2. ドイツの制度を前提とした場合のわが国の課題

- ・被害者の経済的支援にのみ特化した補償制度の創設の可能性
- ・財源の確保
- ・国民の理解